

30 合併促進の最終局面 — 昭和31年の町村再編状況

昭和31(1956)年8月

地方課が町村合併の状況をまとめた文書です。

当時、住民の意思による自主合併を促す「町村合併促進法」の失効が9月末に迫り、10月1日以降は知事の勧告等により合併を推進する「新市町村建設促進法」が適用されることになっていました。

また、合併が実現していない地域として、合併をめくり賛否が激しく対立した山田郡休泊村の太田市編入や、最後の県境合併となった栃木県足利郡菱村(現在の桐生市菱町)などの状況についても記載されています。

群馬県行政文書『知事の事務引継書』(A0182A0B 14)

知事の事務引継書
 一、町村合併の状況
 (一) 進捗状況
 昭和二十八年十月一日町村合併促進法の施行をみ、栃木県町村合併促進審議会の議を経て一応の目安として所謂県試案を公表し促進を図つた結果、逐次結実をみるに至り当初管下市町村一九六所在したが、現在九七市町村に減少した。
 (二) 今後の措置
 本年六月三十日新市町村建設促進法が公布施行されたが、同法においては町村合併促進法失効後における未合併町村の処理に関し、知事の勧告権の強化、内閣総理大臣の勧告措置、或いは選挙人の投票による合併意思の決定等の規定があり、十月一日以降適用されることとなるので、九月末までは自主合併を強力に勧奨し十月一日以後は現在までに把握し得た未合併町村の内部的離散点を新法により除去解決する措置を強力に行う必要があることについては自治庁より逐次方針が示されるものである。

三、処分未了事項について
 (一) 山田郡休泊村の太田市編入処分申請の件
 昭和三十年三月十九日附で太田市長、休泊村長連署をもつて標記申請があつたが、休泊村においては、当該合併につき賛否両論が激しく対立し、申請に関する同村の議決、状況も賛成十六、反対五であり両派の妥協を期し得ないので、当該処分に関し県議会に附議することを見合せて処分を保留した。
 本件は毛里田村、矢場川村、休泊村三ヶ村合併案とも関連するが、村内事情の大勢推移をみて処分を決定することが適当である。
 (二) 邑楽郡千代田村のうち旧長柄村地域の中島村への編入処分申請の件
 邑楽郡千代田村は、昭和三十年三月三十一日旧長柄、永楽、富永の三ヶ村で合併を了し発足したが、役場位置の問題に關連し旧長柄村地域住民の分村問題を惹起し、約一年余にわたり紛争を続けその間県町村合併促進審議会、地元県議その他関係者によつて円滑解決のため調停が行われたが、同地区住民の結束はますます強固を加えそのまま放置するに於いては不測の事態に陥ることも予想されるに至つたので、本年五月二日町村合併促進法第十一條の三の規定に基き旧長柄村地域を隣接中島村に編入することを勧告し、ついで六月四日附で同地域住民の賛否の投票請求を行つたところ本年六月二十四日附で右勧告の趣旨に則り、千代田、中島両村長連署をもつて標記申請がなされた次第である。
 よつて本件はこれをもつて解決することとなるので、次期県議会に附議し申請どおり処分することが適当である。
 (三) 群馬郡京ヶ島村大字矢島の一部区域を高崎市に編入することの処分申請の件
 本年六月三十日附で関係市、村の長、連署をもつて標記申請がなされたが、右区域は高崎市新保町に入り込んでおり、日常生活その他において現在極めて住民に支障があると認められるので次期県議会に附議し申請どおり処分することが適当である。
 (四) 県境合併の件
 桐生市に隣接する栃木県足利郡菱村は、社会、経済、文化の各般にわたり桐生市に密接に依存し村民大多数も桐生市合併を熱望しており、県においてもこの要望に副い栃木県当局と屢々交渉し同村の桐生市合併について原則的に了解済である。
 一方山田郡矢場川村の村民の一部に足利市合併を希望する者もあつたが、最近同村は三分の二以上の絶対多数が得られなければ県内合併を推進するといふ協定に基いて村民の世論調査を行いその結果、足利市合併が三分の二に達しなかつたので県内合併が推進されるものと思われ。